

中間報告における課題の取扱い

■ 法務局の取扱い

- 登記、供託等に関する事務は司法制度と密接な関連を有すること等の理由から、国に残すべきとの意見がある。
- しかし、事務の専門性については法務局職員の地方移管で対応可能。
国家の存立に関する事務であることは国が直接実施すべき決定的理由にならない。(旅券発給事務などは地方が実施。)
また、事務移管により、不動産取得税等事務のために職員が登記所に出向く手間もなくなり、事務が効率化。
- このため、地方に移管する事務として仕分けを行うが、移管先として想定される市町村の意見に留意する。

■ 地方厚生局の取扱い

- 本報告では健康保険組合・厚生年金基金等の指導監督に関する事務は、現行制度を前提として地方に仕分けする。
- これらについては、現在制度全般の在り方が議論されていることから、今後の議論の動向に留意する。

■ 漁業調整事務所の取扱い

- 漁業調整事務所の事務・権限は外国船舶の指導・取締りを除き、地方に移管する事務に仕分けしている。
- これらの事務の受入に当たっては、漁業調整など地域間の利害調整を行う機能の確保を図る観点から広域連合の設置など広域連携体制の強化を図る必要がある。

■ 地方整備局の取扱い

- 複数都府県にわたる直轄河川の受入に当たっては、治水・利水に係る上下流の利害調整や大規模災害への対応が必要。
このため、直轄事業の移管を順次進める中で、広域連合等受入体制の整備や県間、国・県間の連携調整のための仕組みづくりが必要。
- 港湾・砂防の工事等については、直轄事業もできる限り地方に移管すべきとの観点から地方に仕分けを行った。
なお、スーパー中枢港湾や火山砂防など特殊な対応を要する事業については、直轄事業の移管を順次進める中で広域連合等受入体制の整備や県間、国・県間の連携調整のための仕組みづくりが必要。